

様式(細則 5-2)

令和6年8月9日

浜田市議会議長 笹 田 卓 様

議員名 芦 谷 英 夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

記

- 1、視察先 鳥取市（鳥取県民会館）
- 2、視察事項 差別禁止法を求めるシンポジウム
- 3、視察の目的 差別禁止条例など先進的な自治体の状況についての調査研究
- 4、期間（移動日含む） 令和6年8月4日（日）13時30分～16時30分
- 5、経費
交通費 13,860円（JR浜田駅⇒鳥取駅往復）
バス代 200円（鳥取駅⇒県民会館往復）
駐車料 400円（浜田駅） 計14,460円
- 6、視察のポイント・議員活動や市政への反映など
詳細は視察内容に譲るが、人権尊重のまちづくり、差別禁止条例の制定など、議会としての推進、そのための調査研究
- 7、視察内容 別紙のとおり



差別禁止法を求めるシンポジウム

令和6年8月9日

- 1 日 時 令和6年8月4日（日）13時30分～16時30分
2 場 所 鳥取市（鳥取県民会館）
3 演 題 一国は差別禁止法を！鳥取県は差別禁止条例の制定を！—
特別報告「アイヌ差別の現状と課題」メノコモシモシ代表 多原良子
基調講演「いま、なぜ差別禁止法が必要なのか？」

近畿大学 奥田 均名誉教授

ディスカッション「いま、なぜ差別禁止法なのか！？」

悪質な差別言動の実際と当事者の声」

4 概 要

- ①（特別報告）多原良子代表は、先住民族アイヌの声実現！実行委員会の代表も務められ、アイヌ差別の現状と課題についてお話をされた。江戸時代、松前藩は蝦夷地を治め、男性は強制的に働かされ、和人の女性が蝦夷地に入ることができず、女性は和人の妻や妾となるなど女性差別が当たり前に行われた。
- ②明治新政府は蝦夷地を日本国に統合し北海道とし、アイヌ民族に対し名前を和名に改名、言語や生活習慣の禁止、土地の取り上げ、鮭漁や鹿猟の禁止、強制移住、文化抹消などが行われた。ある研究者は「アイヌ人種は退廃人種、未開人種、劣った人種で滅亡する」と発表しているように、日本政府をあげた差別政策が執拗に続けられた。
- ③杉田水脈衆議院議員は国連差別撤廃委員会（平成28年）での、チマチョゴリやアイヌ衣裳の揶揄、アイヌ文化事業で「公金チューチュー」などのSNS投稿など一連の不法行為、名誉棄損裁判での敗訴などにより、総務大臣政務官辞任に追い込まれた。また令和5年札幌法務局から人権侵犯の認定を受けている。
- ④（基調講演）現行法規では差別を禁止する法律がなく、一部の労働法にあるのみで差別それ自体が直接裁かれることはない。憲法は、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない、とするが、憲法は国家と個人の関係を規定するもので、私人間行為には適用されないとするのが通説である。
- ⑤国連は第二次世界大戦を支えたものに「差別」があったとし、人権の確立を希求し、世界人権宣言（昭和23年）、法的拘束力を持たせるため人種差別撤廃条約（昭和40年）、社会権規約（昭和41年）、自由権規約（同年）、女性差別撤廃条約（昭和54年）、子どもの権利条約（平成4年）、障がい者権利条約（平成18年）などを発効させ、これらには差別禁止の条文が設けられている。
- ⑥日本政府はこれらの条約を批准しながら、差別禁止の法整備を進めておらず、関係の委員会から差別禁止法の制定を勧告されている。差別禁止法が持つ大きな啓発効果があり、例えば健康増進法により禁煙が今や社会常識になり、テレビで喫煙シーンを見ることもなく、道路交通法でシートベルト着用が徹底されるように社会啓発は重要である。
- ⑦差別禁止法は人間社会の道理となるものであり、差別は人間の心を踏みにじり、人間の命を奪い、悲憤の涙が流れ、無念の思いがあふれ、こんな現実がこの社会

に多く残されているが、日本の法律ではそれをとがめる条文がない。差別は犯罪である、差別する人が、加害者がいるから法整備が必要であり、これは人間社会の道理である。

- ⑧ (以下、ディスカッション 部落解放同盟鳥取県連合会書記長 鳥取市議会議員 坂根政代) インターネットで被差別部落が流布し、「部落探訪」のサイトが立ちあげられ、新たな差別が拡散し、住民から不安の声が寄せられ、法務局へ削除要請するも削除されないなど部落差別は根強く残っている。
- ⑨ 令和5年6月の全国部落調査復刻版裁判で東京高裁は、差別されない権利を実質認め（憲法13条、14条1項）、その人の生まれた場所や居住地などで左右されるべきではないと部落差別の不当性を示し、地名公表が当事者に与える影響と救済の可能性を広げるとの判断を示した。
- ⑩ (在日本大韓国民団鳥取県地方本部常任顧問 薛幸夫（ソル ヘンプ）) 東京都知事選挙で在日外国人排除を主張する候補が上位当選したように、日本には在日外国人差別が根強くあり、国や自治体が人権の負の歴史を認めようしておらず、国や自治体が率先してヘイトを止めるべきである。
- ⑪ 昭和20年8月まで在日外国人は日本人であったが、20年12月普通選挙法の施行により在日外国人の参政権はなくなり、日本に「衡平」をつくるべきで、まずマイナスをゼロにすることであり、外国人も日本の制度を包摂する社会と構成する一員であることから、その制度つくる場への外国人の参加「参政権」が必要である。

5 所 感

- ① 平成20年6月に「浜田市人権尊重都市宣言」、令和5年7月「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、市人権尊重推進委員会を設置しており、人権施策の推進状況、その他必要な事項について調査審議されるが、シンポジウムでの視点についての状況を見守り検証する必要がある。
- ② 人権運動団体として、全日本同和会浜田支部、部落解放同盟石央支部、国際交流団体として日韓親善協会石央支部、国際交流協会などがありこれらの団体を支援することで、同和問題の解決、外国人や国際化の理解を進めるとともに、人権政策を推進する必要がある。
- ③ 差別の禁止、人権の尊重などから、LGBTをきちんととらえることが重要であり、島根県は5年10月からパートナーシップ宣誓制度を設け、制度化を通じ性の多様性を認め合う社会をつくることが大切としており、山陰両県では境港市に次ぎ2例目となる。島根県の宣誓受領者は6年3月末で5組にとどまっている。引き続き状況を調査研究する必要がある。
- ④ 浜田市ふれあいフォーラムが開かれ（8月2日）「性的マイノリティってなに？～楽しく学ぶ、ジェンダー、セクシュアリティ～」と題する講演があり、男女の性的差別が社会のいわば常識としてまかり通っている。また性的少数者があり、性の多様性があることを改めて認識するとともに、市施策としてどうあるべきか検討する必要がある。